

安全就業について

〈お知らせ〉

**自転車の交通違反への青切符制度開始！
自転車を利用する会員は必ずP8～9をご確認
ください！！**

**自転車に乗車する場合は頭部保護のため
自転車ヘルメットを着用しましょう！！**

令和7年度・令和8年度 安全標語

『慣れた作業にも落とし穴 初心に返り事故防止』

山口 敬史 会員作

1. 令和7年度の事故状況
2. 令和8年度安全就業計画
3. 熱中症に注意しましょう！
4. 安全の心得
5. 自転車交通違反に青切符交付
制度開始
6. 会員就業規程・安全就業基準
7. 空調付き作業着等購入助成金交付要綱

令和 8年 5月

会 員 各 位

公益社団法人 吹田市シルバー人材センター
理 事 長 青 木 博 久
安全対策委員会委員長 富 井 裕 生

安全就業について（お知らせ）

初夏の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、センター事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、令和 8年度の安全就業計画を別添のとおり取りまとめました。
令和7年度に引き続き、令和8年度の安全標語

慣れた作業にも落とし穴 初心に返り事故防止

をスローガンに令和8年度も事故防止に努めてまいります。年度初めにあたりまして、改めて会員の皆様にも注意喚起をするものでございます。

是非、ご一読ください！

1. 令和7年度の事故状況

令和7年度に発生しました傷害・賠償事故件数は、請負・派遣の双方で前年度より15件減の計6件の事故が発生しました。

事故状況を見ますと、傷害事故が2件(前年比15件減)、賠償事故が4件(前年同数)となっております。傷害事故の型は、挟まれが1件、交通事故が1件、となりました。症状としては骨折が2件となっております。

賠償事故につきましては、前年度と同数の4件の事故が発生しております。
事故の詳細は下記の通りです。

傷害事故の詳細

1. 配膳車を移動させる際に操作を誤り、壁と配膳車の間に右足が挟まり足を骨折してしまった。

○ 右膝骨折

2. 就業先にバイクで向かっている際、交差点を直進したところ、反対車線で右折待ちをしていた車が発信してバイクの右側に衝突した。

○ 肋骨骨折

賠償事故の詳細

<p>1.風呂掃除をしていたところ、手が滑ってシャワーヘッドを床に落として破損した。</p> <p>○ 賠償額 12,000 円</p>
<p>2.就業中に荷物を動かす為にかがんだ際、ポケットに入れていたセキュリティカードが破損した。</p> <p>○ 賠償額 11,000 円</p>
<p>3.剪定作業中、立て掛けていた三脚を動かそうとした際に、反動が大きく制御不能となり走行中の自動車の助手席付近に接触させてしまった。</p> <p>○ 賠償額 363,462 円</p>
<p>4.剪定作業中、脚立から降りる際、インターネット配線ケーブルにバリカンの刃先が接触して損傷させてしまった。</p> <p>○ 賠償額 20,445 円</p>

傷害事故件数は皆様のご尽力もあり直近15年間で最少となりました。しかしながら、賠償事故は前年と同件数が発生してしまい、1件は36万円を超える高額賠償となってしまいました。

就業に際しては、安全第一を心がけていただきます様よろしく申し上げます。
 また駐車場や車の周囲で就業する方は**車両の賠償は高額になりやすいです。**
 (※昨年度も車と道具の接触で118万円の高額賠償事故が発生しております)

ご自身の安全とともに、車に道具等が接触しないようお気をつけていただきますようお願いいたします。

万一、センターが依頼していない、また、連絡を受けていない作業で事故が発生した場合、作業を行った本人に対応していただくかなければなりません。そうならないためにも、作業をする前に必ずセンターまで一報ください。

年度別事故状況（過去5年間）

	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
就業・勤務	1	13	6	8	8
途上	1	4	1	6	1
計	2	17	7	14	9
交通事故	1	3	1	4	0
転倒・転落	0	9	6	10	6

令和2年度より請負・派遣の事故件数を記載しております。

《転倒事故防止策》

障害物につまずく

作業範囲や通路に作業を行う上で障害となるものが無いか事前に確認し、片付けておきましょう。また、歩行中は足元を十分見ましょう。

段差に気づかずつまずく

作業前に周辺をよく観察し、段差や路面の凹凸などを頭に入れ、作業は前向きに行う様にしましょう。薄暮の歩行は、懐中電灯で段差を確認するなど注意しましょう。



《自転車事故防止対策》

自転車の転倒

知らず知らずのうちに、視力、聴力、平衡感覚、敏捷性、調節力、柔軟性などの身体機能も低下しています。自転車も危険な乗り物であることを十分認識してください。乗り降りの際には身体のバランス、天候による危険性、例えば降雨の時はスリップや強い風に、段差のあるところでは自転車を降りるなどの「予測・考慮」をして利用しましょう。



また、走行中は、ハンドルを急に切らない。スピードを出し過ぎない。脇見運転をしない。降雨時に傘をさしながらの片手運転をしない。バランスを失わないようにするなどに留意しましょう。

万一来て備えて自転車用ヘルメットを着用しましょう。



《墜落・転落事故防止策》

脚立・梯子

使用前にガタつきなど安全点検を必ず行いましょう。据付ける際には、開き止めの措置や樹木などへの固定を必ず行い、軟弱な地面では敷板を使いましょう。加齢と共に柔軟性も衰えています。作業は無理な姿勢で行わないようこまめに脚立などを移動し、また、転落防止の安全帯、頭部保護の安全帽を必ず使いましょう。

踏み台

高所作業に回転椅子や折りたたみ椅子、ダンボール箱を使用することは最も危険です。専用の踏み台を使いましょう。

2. 令和8年度安全就業計画

事業実施計画（5）安全・適正就業の徹底の5項目を柱に、令和8年度の安全就業計画を策定し、上記の事故防止に加え、安全パトロールの強化や、会員の皆様がいつまでも健康で過ごせるよう、楽しく仕事ができるよう、又、お客様にご迷惑をおかけしないためにも、皆様に年1回の健康診査の受診をお奨めしています。



健康診査

年に1回の受診を・・・
健康管理にお役立てください



健康診査の受診状況

※平成23年度より調査を実施

年度	会員	回答	受診者	未受診者	その他・無回答
7	2,058人	1,894人	1,587人	238人	69人
6	2,098人	1,924人	1,685人	197人	42人
5	2,070人	1,820人	1,549人	212人	59人
4	2,042人	1,838人	1,641人	189人	39人
3	2,022人	1,838人	1,609人	203人	26人

【方針】

令和7年度は、請負・委任で5件、派遣で1件の事故が発生し、傷害事故が2件、賠償事故が4件となっております。傷害事故の型としましては交通事故が1件、挟まれが1件でどちらも骨折をされております。全国のシルバー人材センターにおいて特に多いとされる転倒・転落は当センターでは0件で昨年度の9件から大幅な減少となりました。

賠償事故では剪定作業で立て掛けていた脚立が倒れ、走行してきた車両にあたり36万円の賠償を行っております。

会員自らが安全意識を高め、体力・身体機能が低下していくのを自覚し、行動しなければゼロ災は達成しません。

会員の安心、安全のためには、事故ゼロを目指さなければなりません。そのため、就業・勤務中及び途上（交通事故・自転車）の事故防止の徹底を図ります。

（方針管理（重点管理）項目）

1. 安全就業月間や交通安全月間を設定し、安全意識の啓発や講習に会員の参加を促し、「安全就業について」を発行して安全意識を高める。
2. 安全対策委員並びに安全就業推進員による安全パトロールを強化し、事故発生の抑制に努める。
3. 会員就業規程、安全就業基準に定める安全、健康事項を周知して会員の就業途上事故並びに就業時の事故ゼロを目指す。

4. KYT（危険予知訓練）を定着させ、講習会等で安全の感性の向上に努める。
5. 会員の健康保持のため、「安全就業について」による注意喚起や健康診査の受診を奨励し、健康増進の行事を実施する。

3. 熱中症に注意しましょう！

熱中症とは、高温・多湿環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こる病態です。



気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調がよくない、暑さに体がまだなれていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。運動中や仕事以外にも、就寝中など日常生活の中で、室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりする事例が報告されています。熱中症は、予防が大切です。暑いときには熱中症の兆候に注意し、体調がおかしい場合には早めに休むことです。

また、万一の事故災害に備えて救急処置を知っておく必要があります。熱中症の病型での救急処置方法と予防法を以下のとおりまとめましたので参考にしてください。

(1) 熱中症の主な症状と処置

① 熱射病（日射病）

[症状] 熱中症の中では致死率が高く、緊急の治療を要します。体温調節機構の失調、体温又は脳温の上昇を伴う中枢神経障害が原因と考えられていますが、突然意識喪失に陥ることが多く、症状の前兆としてめまい、悪心、頭痛、耳鳴り、イライラなどがみられ、嘔吐や下痢を伴うこともあります。

[処置] 裸体に近い状態にして、冷水をかけながら扇風機の風に当てる。氷片でマッサージをするなどあらゆる手段を用いて体温を下げる。

② 熱けいれん

[症状] 大量の発汗による塩分喪失に対して、これを補給しなかったことによって起こります。作業でよく使用する四肢筋や腹部の筋肉が、疼痛を伴って発作的にけいれんを起こすことがあります。けいれん発作は、作業中のみならず、作業終了後の入浴中や睡眠中に起こることもあります。体温はあまり上昇せず、血圧の変化もないことが多いです。

[処置] 0.1%食塩水を飲まして涼しいところで休養させる。

③ 熱虚脱

[症状] 高温環境下では体熱放散を盛んにするために、皮膚血流量が増加しますが、この時内臓への血流量、心臓への還流量、心拍出量が減少し、血圧が低下するので、代償的に心拍数が増加します。高温が継続し、この心拍増加が一定限度を超えたときに起こる循環障害をいいます。

全身倦怠・脱力感を覚え、めまいから意識混濁し、昏倒することもあります。心拍は頻脈で微弱、血圧は低下して体温の上昇はほとんどみられません。

[処置] 涼しいところで安静にし、水をとらせる。

(2) 熱中症の予防 (厚生労働省資料抜粋)

熱中症の予防には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です！

- こまめな水分・塩分の補給熱中症になりにくい室内環境
- 扇風機やエアコンを使った温度調整
- 室温が上がりにくい環境の確保
- こまめな室温確認体調に合わせた対策
- こまめな体温測定
- 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服着用
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなどによる体の冷却外出時の注意
- 日傘や帽子の着用
- 日陰の利用、こまめな休憩
- 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服着用
- 天気の良い日は屋下りの外出はできるだけ控える



屋外作業時には会員同士お互い気を配り、安全に就業していただきたいと
思います。正しい知識、適切な予防策、応急措置で、熱中症の予防対策を徹
底して行い、熱中症を予防しましょう！

少しでも様子がおかしいと思ったら #7119 へお電話を

「救急車を呼んだ方がよいのかな？」

「今すぐ病院に行った方がよいのかな？」などと迷った場合には、
救急安心センターおおさか（#7119）へご相談ください。

専門家がアドバイスします。

※携帯電話、PHS、プッシュ回線からおかけください。（24時間・年中無休）



さらに 気をつけるべきポイント

のどが渴いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり **1.2L(2.1ℓ)**を
目安に

コップ約6杯

- 1時間ごとにコップ1杯
- 入浴前後や起床後も
まず水分・塩分補給を

※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。

A graphic containing several elements: a water drop icon, a yellow circle with text, six blue water glasses arranged in two rows of three, a salt packet, a bowl of food with chopsticks, and a small bowl.

(厚生労働省HPより抜粋)

4. 安全の心得

日頃から、ご自身の体調・安全管理には、皆様、十分お気をつけていただいていることとは存じますが、基本に立ち返り、就業に当たっての「安全の心得10か条」をご活用下さい。

安全の心得 10 か条

<p>1</p> <p>作業は、安全第一を心がけ、急いんだりあわてたりしないこと。</p> 	<p>6</p> <p>作業現場は、常に整理整頓を心がけること。</p> 
<p>2</p> <p>器具類は、使用する前に必ず点検すること。</p> 	<p>7</p> <p>共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。</p> 
<p>3</p> <p>服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。</p> 	<p>8</p> <p>帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。</p> 
<p>4</p> <p>作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。</p> 	<p>9</p> <p>健康には常に注意し、良好な状態で就業すること。</p> 
<p>5</p> <p>加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。</p> 	<p>10</p> <p>仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。</p> 

安全は、自分だけのためだけでなく、事故が起きると利用者、発注者、地域、センター全体にも迷惑が及ぶことなどから、皆さん安全意識を向上させ事故に遭わないよう注意しましょう。

4. 自転車交通違反に青切符交付制度開始

令和8年4月1日より自転車の交通違反で切符を切られると「**反則金**」を納める必要がある制度が開始されています。

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「**悪質・危険な違反**」であったときは、**取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。



交通反則通告制度とは



「反則行為^{※1}」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為



青切符

反則金を納付

終結

刑事手続

重大な違反^{※2}や交通事故を起こしたとき

※2 重大な違反(※1反則行為)：酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)、ひき逃げ等



赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円
●携帯電話使用等(保持)
7,000円
●遮断踏切立入り
6,000円
●信号無視 ●安全運転義務違反 ●通行区分違反(逆走、歩道通行等) ●横断歩行者等妨害等
5,000円
●指定場所一時不停止等 ●無灯火 ●自転車制動装置不良
3,000円
●並進禁止違反 ●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（**危険行為**）を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

(大阪府警HPより抜粋)

8

違反項目は全部で113項目（以下抜粋）

主 な 違 反 と 反 則 金		
携帯電話使用（保持）【ながらスマホ】 携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視する行為		12,000円
速断踏切立入り		7,000円
信号無視		6,000円
通行区分違反（歩道通行） ※スピードを出して、歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合など		6,000円
右側通行		6,000円
一時不停止 ※「止まれ」で一時停止しなかった場合		5,000円
無灯火		5,000円
傘差し運転		5,000円
ヘッドホン、イヤホンの使用		5,000円
2人乗り		3,000円
並進 ※2人以上で並んで走る		3,000円



70歳以上の方は歩道走行可能
 但し、車道寄り
の徐行が必要!

ヘルメットの
 着用も忘れずに!



(大阪府警HP参照)

交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう!

5. 会員就業規程・安全就業基準

公益社団法人吹田市シルバー人材センター会員就業規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(センターの理念)

第2条 センターは、定款の目的に基づき地域社会に貢献するとともに、生きがい充実のために会員が自発的に働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、共働・共助の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的扱いを受けない。

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は発注者と受注者又は就業条件等につき直接の交渉当事者とならない。

(仕事の提供等)

第4条 センターは、「就業基準」に基づき、受注した仕事について就業希望の会員とあらかじめ仕事の配分手順、履行時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い就業する会員の合意を得て、その決定事項を必要書類に記録するものとする。

2 会員は、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を履行確認書に記録し発注者の確認を受け、就業の終了日又は履行確認書の提出締切日までにセンターに提出しなければならない。

3 会員は、センターから臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業及び一般労働者派遣事業の提供を受けたものであり、センターから就業場所及び内容変更、または就業中止の通知があった場合は、これを実行しなければならない。

(安全と就業)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において就業会員の安全衛生、災害防止に配慮し、会員の健康、能力等に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

2 センターは、会員が疾病による長期療養後、就業を希望するとき、または就業会員に身体健健康上で疑義があるときは、「就業可能」の旨を記載した医師の診断を求めることができる。

(就業上の遵守事項)

第6条 会員は、就業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) センターから提供された就業について誠意と責任をもって履行すること。
- (2) 工作上知り得た発注者、就業先、他の就業会員等の個人情報その他、就業先の社内情報、センターとの契約内容等、発注者の不利益になることは、他に漏らしてはならず、退会後も同様のこと。
- (3) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、必ず事前に事務局及び発注者に届

け出ること。

(4) 就業にあたっては「安全就業基準」を遵守し、災害発生防止に努めること。

(共同就業での遵守事項)

第7条 会員が共同で就業する場合は、第3条から前条までに規定する事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 就業会員の中からリーダーを互選する。ただし、互選が困難な場合は、センターが指名することができる。
- (2) リーダーは、就業会員の就業手順、安全衛生、健康状態、会員相互の連携及び発注者との打合わせ等につき、センターに協力すること。
- (3) 会員は、就業の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (4) 会員が就業中怪我をし、または身体や健康状態が異常となる等、若しくは事故等の不測の事態が発生したときは、他の会員は直ちにリーダー、センター及び発注者に連絡を行い応急措置を取るとともに緊急を要する場合は、救急機関に連絡をとり適切な措置に努めなければならない。

(健康診査)

第8条 会員は、常に健康維持に留意し定期的な健康診査を受けるよう努めなければならない。

(傷害保険)

第9条 会員の就業については、雇用関係の伴わない就業であり、就業中における死傷病については、労働者災害補償保険法の適用外となる。

2 会員の就業中等の死傷病については、センターが加入する団体傷害保険約款の定めるところにより補償される。

3 会員または会員の家族は、事故後遅滞なくその内容などセンターに届け出て、指示に従うこと。

(誓約書)

第10条 会員は、民法上の公益法人社員として、入会申込書とともにセンターへ誓約書(様式第1号)を提出しなければならない。

(損害保険)

第11条 会員が就業中、発注者または第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、センターが加入する賠償責任保険約款の定めるところにより賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意または重大な過失若しくはセンターが定める「安全就業基準」を遵守しなかったことにより、発注者または第三者の身体若しくは、財物に損害を与えたときは、当該会員がその賠償を負うものとする。

3 会員は就業中に発注者または第三者の身体若しくは財物に損害を与える事故を起こしたときは、その相手に誠意をもって対処するとともに、「安全就業基準」で定める賠償事故報告書にてセンターへ報告し、その指示に従わなければならない。

(会員証)

第12条 会員に会員証を交付する。

- 2 会員証の様式は別に定めるものとする。
- 3 会員証は、就業時に必ず携帯しなければならない。
- 4 会員は、発注者との最初の面談或いは就業時に会員証を提示し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 5 会員証は退会時にはセンターに返還しなければならない。紛失または破損した時は、すみやかにセンターに届け出て再交付の手続きをしなければならない。
(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

様式第 1 号

誓 約 書

私は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員として入会を承認されるに当たり、下記のとおり誓います。

記

- 1 センターの趣旨を理解し、定款並びに諸規則を遵守します。
- 2 仕事や収入を保証したりするものでないことを了承します。
- 3 センターの会員としての自覚と誇りを持った行動を心掛け、センター事業の推進のため、会員の方々並びに役職員とともに、地域社会の一員としての役割を果たすために努力します。
- 4 自らの責任において、センターの基本理念である、「自主・自立・共働・共助」の精神をもって、行動します。
- 5 センターでの就業は公共性が高いため、特に言葉使いや接客態度等については細心の注意を払い、トラブルが生じた場合は、センターの指示に従い誠実に対処します。
- 6 就業に当たっては、臨時的・短期的・短時間的な仕事の提供を受けたものであり、センターより就業場所及び内容変更の申し出があった場合はこれに従います。また、発注者と直接交渉（配分金、就業時間、就業内容等）するような行為はいたしません。
- 7 センターの就業は、雇用関係の伴わない、臨時的かつ短期的な業務またはその他の軽易な業務に係る就業であり、労働者災害補償保険法の適用外であることを認識し、これに一切異議申し立ていたしません。

令和 年 月 日
(入会者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

公益社団法人吹田市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この安全基準は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全就業について必要事項を定める。

(遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に務めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたり、次の安全心得を守らなければならない。

- (1) 就業は安全第一を心がけ、急いだり、慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は就業にあった動きやすいものにすること。
- (4) 就業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 高齢に伴う諸機能の低下を十分に認識し無理をしないこと。
- (6) 就業場所は、常に整理整頓を心がげること。
- (7) 共同就業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 就業先との往復時や就業中は、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常日頃より注意し、仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。
- (10) 危険な行動は就業会員相互で注意し、改善すること。

(就業別の安全指示)

第4条 会員は、植木剪定、刈払機での除草、清掃等、危険を伴う就業の場合はそれぞれセンターの指示事項を守り、安全就業に務めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所での就業時には、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じて命綱を使用しなければならない。

2 会員は前項のほか安全面で保護する必要がある場合は、保護具を着用して就業しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業先との往復時や就業中、自動車やバイク、自転車を使用するときは、交通ルールをよく守り、慎重に運転しなければならない。

2 路上での就業時は、交通事故に十分注意しなければならない。

(就業環境の確認)

第7条 会員は、就業場所の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる就業を行うときは、就業中であると一目でわかる標識を設置し、事故の未然防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検及び就業中に不良箇所あるいは異常を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に務め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、就業先との往復時や就業中に怪我をしたとき、又は身体に異常を感じたときは直ちに共同作業中の者、若しくは本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるとともに、傷害事故報告書(様式第1号)にて速やかにセンターへ報告しなければならない。

2 会員は、就業中に発注者または第三者の身体、若しくは財物に損害を与える事故を起こしたときは、相手に誠意をもって対処するとともに、賠償事故報告書(様式第2号)にて速やかにセンターへ報告し、その指示に従わなければならない。

(事故発生後の処理)

第12条 傷害事故が発生したときは、会員は治療に専念するものとする。

2 傷害事故ならびに賠償事故が発生したときは、センターは会員に対し就業を制限することができる。

その期間は理事長が個別に定めるものとする。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合は、それに従い作業に就業しなければならない。

6. 空調付き作業着等購入助成金交付要綱

1年度に1回申請できます！

公益社団法人吹田市シルバー人材センター空調付き作業着等購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員が就業時の熱中症を予防するため着用する空調付き作業着等の購入費の一部を助成することにより、会員の健康及び安全就業の促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 会員が就業時の熱中症予防のため購入した作業着に関するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空調付き作業着
- (2) 空調機器（ファン）が装着できる作業着
- (3) 空調付き作業着専用の空調機器（ファン）
- (4) 空調付き作業着専用の空調機器（ファン）用のバッテリー

バッテリーも助成対象です

(対象会員)

第3条 助成対象者はセンター正会員とし、当該年度においてセンターより提供を受けた業務で炎天下やエアコン等がない空間で終始従事している会員とする。

(助成金の額)

第4条 会員一人につき毎年度1回を限度とし、購入金額の2分の1以内で5,000円を上限とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成金の申請及び支払)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、空調付き作業着等を購入した日の属する年度の3月31日までに、空調付き作業着等購入助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）に購入内容が明記された領収書等の写しを添付のうえ申請するものとする。

2 センターは、前項による申請書兼請求書の提出を受けたときは、これを審査し、交付の決定をしたときは、会員の配分金支払銀行口座に請求のあった日から30日以内に振り込むものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【※次ページの申請書を記入し領収書等を持参の上、センター事務局までお申し込みください】

様式第1号（第5条関係）

空調付き作業着等購入助成金支給申請書兼請求書

請求日 令和 年 月 日

公益社団法人吹田市シルバー人材センター
理事長 青木 博久 様

会員番号 _____

会員名 _____

会員住所 吹田市 _____

電話番号 _____

下記の物品を購入しましたので、公益社団法人吹田市シルバー人材センター空調付き作業着等購入助成金交付要綱に基づき、助成金支給の申請及び請求を致します。

1. 助成金の額 _____ 円

2. 購入物品・金額・購入日

(空調付き作業着等を購入した際の領収証等の写しを添付)